



排水設備工事責任技術者資格登録更新のご案内

資格
管路維持課
給排水係
☎(23)1707
水道局
庁舎1階

排水設備工事責任技術者資格の有効期間は5年間です。資格登録者は5年ごとに資格登録更新の手続きが必要です。
更新対象者には、資格登録更新実施案内と申込書などを後日郵送しますので、定められた期間内に手続きをしてください。
【対象】平成20年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方、または資格登録更新手続きを行った方で、資格登録期間が平成25年3月31日までの方
【手続き期間】平成25年1月15日～23日（9時～12時と13時～15時30分）
【手数料】6,000円
※更新手数料（更新用テキスト代金）と資格認定証交付等手数料。



**季節労働者の方へ
冬期就労のご案内**

募集
商業労働課労政係
☎(24)0602
本庁舎
4階44番

【募集人員】8人
【作業内容】公共施設の除雪などの季節労働者で、つぎのいずれかにあてはまる体力に自信がある方
【期間】平成25年1月下旬から22日間予定
【賃金】1日8,000円
▼雇用保険特例一時金の受給資格者
▼平成24年4月1日以降、季節的業務に2か月以上従事し、1週間の所定労働時間が30時間以上の方
【申込書類】①履歴書（市指定用紙）②自動車運転免許証か健康保険証 ③除雪作業員健康状況調査票 ④季節労働者であることが確認できるもの（雇用保険特例受給資格者証など）



いじめや不登校など心の悩みをご相談ください

相談
青少年課
生徒指導係
☎(24)0859
教育委員会
庁舎2階

心の悩みにスクールカウンセラーが専門的な立場で助言や援助をします。
【対象】児童・生徒、保護者など
【とき】11月13日(火)、30日(金)、12月14日(金)、25日(火)、平成25年1月8日(火)、15日(火)（10時～17時）
【ところ】教育委員会2階相談室
※相談日の前日までに予約をしてください。

※①と③は商業労働課で配布。
【申込期限】11月30日(金)



児童扶養手当、特別児童扶養手当のお知らせ

子育て
子育て推進課
子育て支援係
☎(24)0328
本庁舎
1階6番

つぎの内容にあてはまる方は、子どもの福祉のために児童扶養手当、特別児童扶養手当を受け取ることが出来ます。
【請求できる方】
●児童扶養手当
離婚や死別などにより父または母と生計を同じくしていない満18歳未満（18歳に達する年度末まで。ただし、心身に障がいがあるときは満20歳未満）までの児童を養育している父母または養育者
※公的年金を受給できる方や児童が施設に入所しているときなどは対象になりません。
※所得が限度額を超える方は支給が停止されます。
●特別児童扶養手当
満20歳未満で、身体や精神に一定の障がいのある児童を養育している父母または養育者
※児童が施設に入所しているときなどは対象になりません。
※所得が限度額を超える方は支給が停止されます。



今月は、固定資産税・都市計画税 第4期の納入月です。
市税納入休日相談日は25日(日)8時45分～17時15分です。